明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○特別交付税に関する省令の一部を改正する省令（総務一〇八）　一

〔告　示〕
○保安林の指定をする件（農林水産二一一九～二一四二）　九

〔官庁報告〕
国家試験
税理士試験合格者公告（国税審議会）　三

〔公　告〕
諸事項
裁判所
公示催告、破産、免責、再生関係　一六
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、日本放送協会放送受信規約の一部変更、司法書士名簿登録等関係　五五
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　五六
会社その他
会社決算公告　五六

省令

○総務省令第百八号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十五条第一項及び第二項の規定に基づき、特別交付税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十二月十日

総務大臣　片山　善博

特別交付税に関する省令の一部を改正する省令

特別交付税に関する省令（昭和五十一年自治省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第二十九号、第三十号、第三十三号、第三十七号、第三十九号及び第四十九号」を「第二十八号、第二十九号、第三十二号、第三十六号、第三十八号及び第四十八号」に改め、同号の表第一号中「二五二、〇〇〇円」を「二七七、〇〇〇円」に改め、同表第四号一中「二八七円又は三七〇円」を「三八一円又は四五〇円」に改め、同号三中「二八七円」を「三八一円」に、「四二三、〇〇〇円」を「三二四、〇〇〇円」に、「一、四五三、〇〇〇円」を「一、〇四六、〇〇〇円」に、「三七〇円」を「四五〇円」に、「四〇八、〇〇〇円」を「三〇六、〇〇〇円」に改め、同表第十号二中「二七九円」を「二六三円」に、「一七二円」を「一六七円」に改め、同表第十一号一を次のように改める。

一　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院のうち当該道府県等が経営する病院（当該道府県が経営するもの及び当該道府県が地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等（地方独立行政法人法第六十八条第一項に規定する公営企業型地方独立行政法人及び同法第八十一条に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）が経営するものをいう。以下同じ。）に係る上欄に掲げる区分に従い、前年度の三月三十一日現在における中欄に掲げる種別の病床（感染症病床、同日現在において休診している病床及び病床利用率が前三年度継続して零である病床を除く。以下同じ。）の数（次表第一号又は第二号の上欄に掲げる病床の種別に属する病院の病床の数が百を超えるときは、それぞれ百から百を超えた病床の数に二を乗じて得た数とする。）に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額を控除した額

区分	病床の数	額
一　医療法第七条第二項に規定する「一般病床又は療養病床（以下「一般病床等」という。）であり主として理学療法又は作業療法を行う病院のうち主として病院（以下「リハビリテーション専門病院」という。）以外の病院及び当該病院の全てが児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条に規定する児童福祉施設である一般病院（以下「一般病院」という。）で次に掲げる条件を満たすもの イ　その有する病床が一五〇床未満であること。 ロ　当該病院から最寄りの一般病院までの移動距離が十五キロメートル以上となる位置に所在していること。	一般病床等の数（ただし、結核病床又は精神病床（医療法第七条第二項に規定する「一般病床等」をいう。以下「結核病床等」という。）を有する場合であつて、一般病床等の数が百未満であるときは、百から一般病床等の数を控除した数を上限として得た数を結核病床等の数を加える。）	一、二三〇、〇〇〇円

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可